

令和4年度

八戸市健康福祉審議会 民生委員審査専門分科会

日 時：令和5年3月17日(金) 13時30分
場 所：八戸市庁別館7階 会議室B

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 専門分科会副会長の選出について

(2) 民生委員・児童委員の委嘱状況について・・・資料1

4 閉会

民生委員・児童委員の委嘱状況について

1. 一斉改選における委嘱状況について（令和4年12月1日時点）

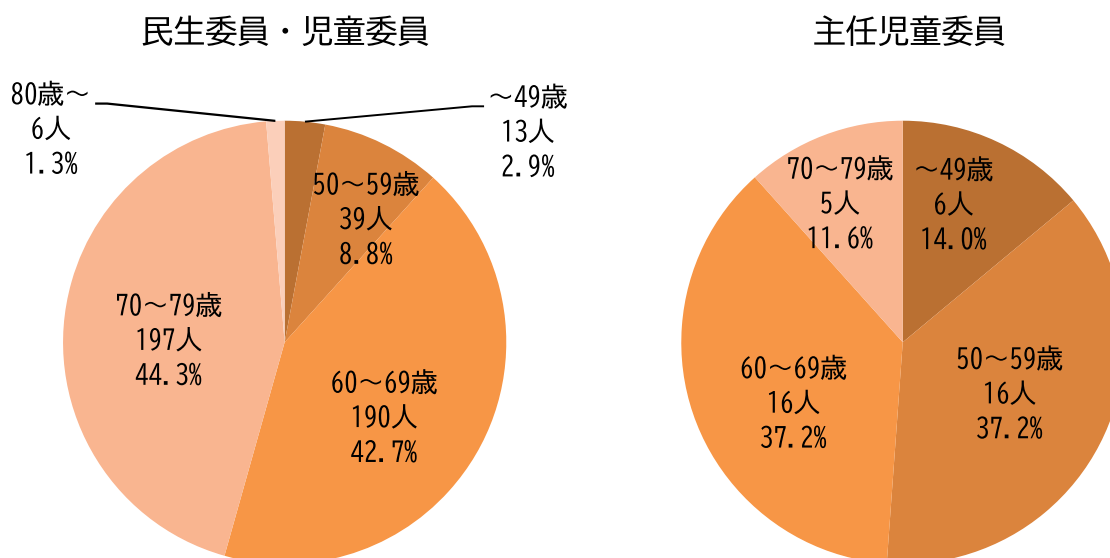
1) 性別

区分	民生委員・児童委員	主任児童委員	計
男	186 人	3 人	189 人
女	259 人	40 人	299 人
計	445 人	43 人	488 人

2) 新任・再任の別

区分	民生委員・児童委員	主任児童委員	計
新任	98 人	7 人	105 人
再任	347 人	36 人	383 人
計	445 人	43 人	488 人

3) 年齢別



区分	民生委員・児童委員	主任児童委員	全体
平均	67.8 歳	59.2 歳	67.1 歳
最高齢	81 歳	73 歳	—
最年少	36 歳	44 歳	—

2. 一斉改選後の委嘱状況について（令和5年3月1日現在）

1) 八戸市の配置定数及び実数の状況

区分	定数	委嘱者数 (12/1時点)	解嘱	新規委嘱	⇒	委嘱者数 (3/1時点)	欠員数
民生委員・児童委員	490名	445名	4名	5名		446名	44名
主任児童委員	47名	43名	0名	0名		43名	4名
計	537名	488名	4名	5名		489名	48名

2) 欠員地区・町内の状況

（民生委員・児童委員）

地区	町内	欠員数
三八城	観音下第二	1
柏崎	若葉町	1
吹上	長者町、館越②、南類家一丁目②、 田向④、春日町④	5
中居林	中居林④、梨ノ木平③、石手洗団地	3
長者	北糠塚	1
小中野	南横町・浦町、諏訪一丁目、諏訪東、 北青葉	4
湊	館鼻、青潮	2
白銀	三島上・第一三島上①、坂ノ上・東坂ノ上	2
白銀南	美保野・金吹沢、 左部長根第一・岬台一丁目・岬台二丁目②	2
鮫	第二砂森新	1
根城	東根城②、根城三丁目①、南鹿島③	3
白山台	西白山台・白山台市営住宅⑤、南白山台③	2
上長	一番町②、張田①、穂園町	3
館	高岩	1
大館	第二寺分②、見晴台①	2
東	旭ヶ丘一丁目東・旭ヶ丘一丁目南、 旭ヶ丘一丁目北・旭ヶ丘一丁目西、 旭ヶ丘五丁目、町畑、湊東町②、 野ばら②、湊高台五丁目②	7
根岸	日計団地	1
南浜	大久喜	1
南郷	鳩田、下洗・下家前	2
計		44

（主任児童委員）

地区	欠員数
中居林	1
江陽	1
湊	1
大館	1
計	4

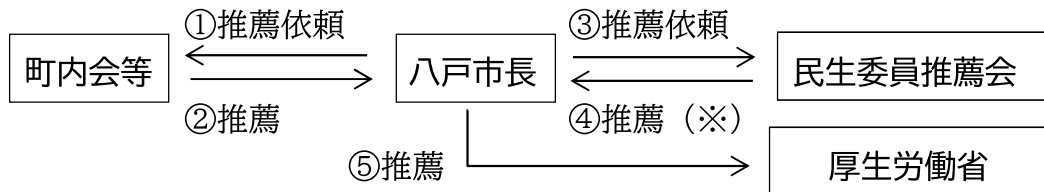
民生委員審査専門分科会の職務及び運営方法について

1. 民生委員審査専門分科会の職務について

- ① 民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議
- ② その他民生委員・児童委員に係る重要な事項に関する調査審議

(参考) 民生委員・児童委員の推薦及び解嘱の流れ

(1) 推薦



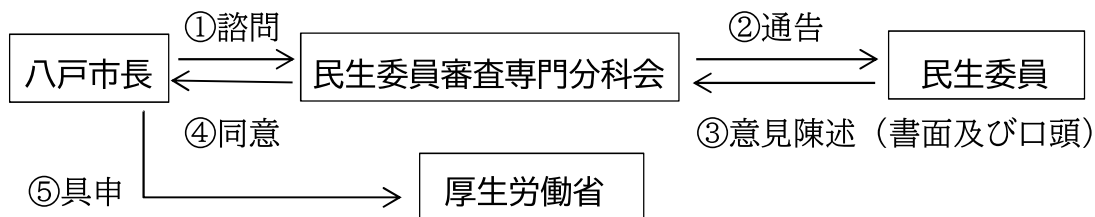
※ 市長は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないと認めるときは、八戸市健康福祉審議会（民生委員審査専門分科会）の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる（民生委員法第七条）。

(2) 解嘱（本人からの解嘱届等がある場合）



※ 民生委員・児童委員が死亡した場合は、別途手続を行う。

(3) 解嘱（民生委員法第 11 条関連）



2. 民生委員審査専門分科会の運営方法について

- ① 会議の決議は、これをもって八戸市健康福祉審議会の決議とする。
- ② 会議は、原則として公開するが、民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議を行う場合は、八戸市附属機関の会議の公開等に関する取扱い（平成 20 年 4 月 1 日実施）に基づき、非公開とする。
- ③ 傍聴者は、会議で発言することはできない。
- ④ 民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議を行う場合、会議における発言の要旨は、会議録として記録するが公開しない。
- ⑤ 会議は、事案発生時に適宜開催するものとする。

(参考) 関係法令

1 社会福祉法

(専門分科会)

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を（中略）置く。

2 社会福祉法施行令

(民生委員審査専門分科会)

第二条 (略)

2 (略)

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

3 民生委員法

〔推薦〕

第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

〔再推薦〕

第七条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないと認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

〔推薦〕

第十一条 民生委員が左の各号の一に該当する場合には、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。

一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

二 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合

三 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 都道府県知事が前項の具申をするに当たつては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。

第十二条 前条第二項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。

- 2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から二週間以内に、地方社会福祉審議会に対して意見を述べることができる。
- 3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会は、その意見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。

〔大都市の特例〕

第二十九条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下本条中「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

八戸市民生委員・児童委員候補者審査基準

(趣旨)

第1 この基準は、民生委員法第5条及び第6条に基づき八戸市が町内会等から推薦された民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）候補者を審査するにあたっての基準を明らかにするものである。

(審査基準)

第2 審査にあたっては、次に掲げる要件を具備しているか否かをもって審査の基準とすること。

- (1) 八戸市議会議員の選挙権があること。
- (2) 健康で、支障なく活動できること。
- (3) 原則として、78歳未満であること。
- (4) 生活経験が豊かで、広く社会の実情に通じ、社会奉仕の精神に富み、社会福祉に対する理解と熱意があること。
- (5) 地域に相当の期間居住しており、地域の実情を充分把握し地域住民の信頼が厚いこと。
- (6) 活動にあたっての時間的な余裕があり、長期不在のおそれがないこと。
- (7) 家族の理解と協力が得られていること。
- (8) 個人の人格を尊重し、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守れること。
- (9) 児童の心理を理解し、親しみをもち接することができること。
- (10) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱第2条第1項第3号に定める者でないこと。

第3 再任される民生委員の審査にあたっては、第2各号のほか次に掲げる要件も考慮すること。

- (1) 低所得者の実態把握を適切に行っていること。
- (2) 高齢者世帯、母子世帯等の把握が適切であること。
- (3) 児童委員として、適切に活動していること。
- (4) 福祉事務所、児童相談所、その他の関係機関と協力しあっていること。
- (5) 共同募金、ボランティア活動等への参加協力が積極的であること。
- (6) 一斉改選時の継続再任者に限り地区民生委員児童委員協議会への過去2か年の出席率が50パーセントを超えていること。
- (7) 一斉改選時の継続再任者に限り活動記録等、各種報告の提出状況が良好であること。

附 則

この基準は、平成29年2月15日から実施する。

八戸市主任児童委員候補者審査基準

(趣旨)

第1 この基準は、民生委員法第5条及び第6条に基づき八戸市が地区民生委員児童委員協議会から推薦された主任児童委員候補者を審査するにあたっての基準を明らかにするものである。

(審査基準)

第2 審査にあたっては、次に掲げる要件を具備しているか否かをもって審査の基準とすること。

- (1) 八戸市議会議員の選挙権があること。
- (2) 健康で、支障なく活動できること。
- (3) 原則として、新任の場合は65歳未満、再任の場合は78歳未満であること。
- (4) 生活経験が豊かで、広く社会の実情に通じ、社会奉仕の精神に富み、社会福祉に対する理解と熱意があること。
- (5) 地域に相当の期間居住しており、地域の実情を充分把握し地域住民の信頼が厚いこと。
- (6) 活動にあたっての時間的な余裕があり、長期不在のおそれがないこと。
- (7) 家族の理解と協力が得られていること。
- (8) 個人の人格を尊重し、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守れること。
- (9) 児童の心理を理解し、親しみを持って接することができること。
- (10) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱第2条第1項第3号に定める者でないこと。
- (11) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する者など専門的知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者であること。
 - ①児童福祉施設等の長、児童指導員、保育士等として勤務した経験のある者
 - ②里親として児童養育の経験のある者
 - ③学校等の教員の経験がある者
 - ④保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
 - ⑤子ども会、少年のスポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動経験を有する者
- (12) 女性の積極的登用に努め、原則として主任児童委員の定数の半数以上は女性となるよう努めること。

第3 再任される主任児童委員及び現在民生委員・児童委員として活動している者から委嘱替えされる主任児童委員の審査にあたっては、第2各号のほか次に掲げる要件にも考慮すること。

- (1) 関係機関との連絡・調整を適切に行っていること。
- (2) 児童委員の活動に対する援助及び協力を行っていること。
- (3) 委嘱替えの場合、児童委員としての活動実績が良好であること。
- (4) 一斉改選時の継続再任者に限り地区民生委員児童委員協議会への過去2か年の出席率が50パーセントを超えていること。
- (5) 一斉改選時の継続再任者に限り活動記録等、各種報告の提出状況が良好であること。

附 則

この基準は、平成29年2月15日から実施する。